

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

所得調査へのご協力ありがとうございます

この度の所得調査(※「国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査」)につきましては、調査対象組合員様にはご多用中のところご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この調査は、厚生労働省からの通知により行われるもので、国民健康保険組合に対する国庫補助額の算定のための基礎資料となる極めて重要なものです。

また、ご提出いただいていない調査対象組合員様は、「**調査票**」と「**委任状**」をご提出くださいますようお願いいたします。

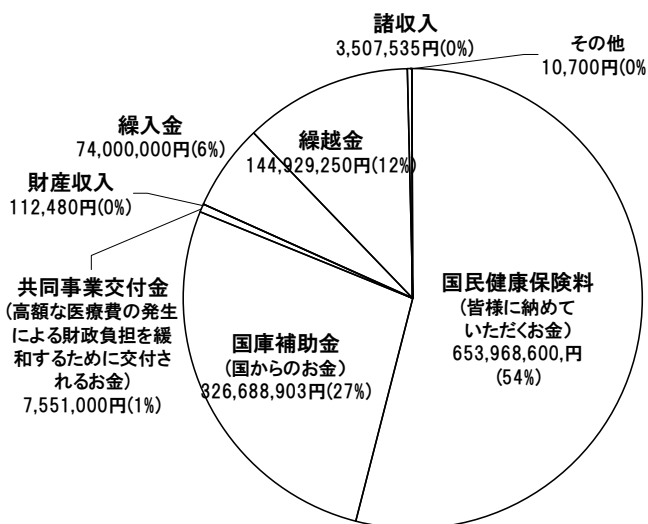
この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

国保組合の財政状況 [平成25年度]

国民健康保険事業は組合員の皆様の保険料と国や県などからの補助金・交付金で運営しています。保険料は、全て医療費に充てられる大切な財源です。

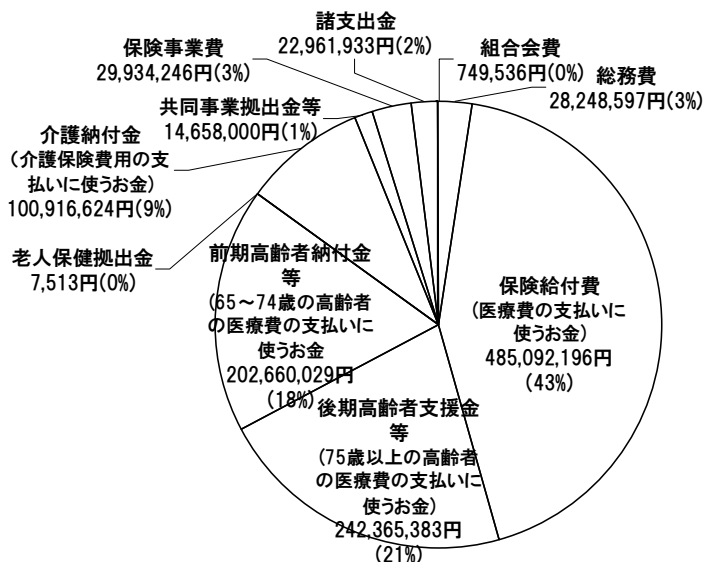
歳入

1,210,768,468 円



歳出

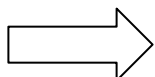
1,127,594,057 円



平成26年度 県歯会主催の健康診断補助(負担)

健診料金 1) 定期健診 9,500円 2) 特定健診 7,500円

甲種組合員
(先生)



自己負担はございません。※申請不要

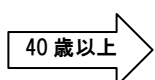
乙種組合員
(従業員)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額1人6,000円)



甲種配偶者



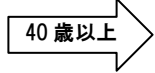
健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)



専用用紙にてご申請ください。
(補助金額5,000円)



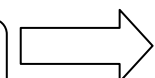
甲・乙種家族



健診料の一部を負担します。※申請不要
(負担金額5,000円)

※40歳未満の甲種・乙種家族の方々の補助はございません。健診料は全額自己負担になります。

後期高齢組合員
(75歳以上の先生)



自己負担はございません。※申請不要

定期健診を受診で

追加項目受診
被保険者全員



領収書(写)を添付の上専用用紙にて申請ください。
(全項目半額補助)
※甲種組合員はペプシノゲンに限り申請必要
その他3項目の自己負担はございません。



健診料の一部負担とは

40歳以上の方は特定健診の対象者であるため組合で5,000円を負担します。(申請不要)
後日県歯会より届く健診料の請求額は負担分5,000円を差し引いた金額になります。

補助申請は年度内にお願ひします (H27.3.31まで)

療養費の支給

次のような場合は、全額自己負担となりますが、申請により後からその一部が支給されます。

こんなとき		支給金額	条件
自費診療 ※1	やむをえない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき	かかった費用額の内容について審査を行います。 審査後、認められれば保険給付分を後日支給します。	実際にやむをえない事情があったか否かを判断した上で支給決定します。
治療用装具	医師が治療上必要と認められたコルセットやギプス等の補装具代		原則として製作者が患者の体に合わせて作った装具。補聴器、松葉杖は不可。日常生活品と考えられるものも不可。
移送費	重病で歩行困難になった患者が緊急を要する入院や転院をする時に使用した輸送機関に支払った移送費		医師の指示があった場合のみ。事前に（やむをえない場合は事後でも可）承認を受けてください。

※1 海外における医療費(治療目的の渡航は除く)の払い戻しができます。

申請方法

お申し出により組合から申請用紙をお送りいたします。

交通事故は組合にご連絡ください

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、**国保を使う場合は必ず当組合へ届け出る**ことが必要です。

① **警察に届け出る**
「交通事故証明書」をもらってください



② **当組合に連絡する**
第三者行為の届出書類をお渡します



※届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で歯科医師国保が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

医療機関の適正受診にご協力ください

国民健康保険から支払われる医療費は皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次のことにご留意ください。

1. かかりつけ医をもちましょう

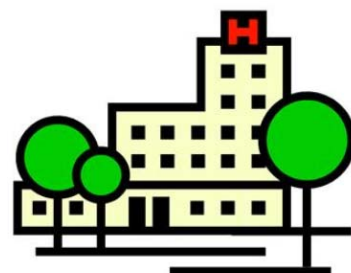
病歴や体質などを把握してくれるので、効果的な治療を受けられます。

気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

2. 休日や夜間の診療は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。

時間外の診察は加算料金が発生します。



3. 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での治療は制約があります

業務上並びに通勤災害以外で発生した負傷に限ります。

(急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷、骨折、脱臼、不全骨折)

資格取得手続きには住民票が必要です

資格取得手続きには、組合員の被保険者資格の厳格な適用を実施するため、**住民票の添付を義務付け、規約に定められた地区内に住所を有する者であることの確認**をさせていただいております。

手続きの際は、必ず**住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)**の提出をお願いいたします。
(住民票の添付がない場合は、被保険者証を発行できません。)

◎必要書類

甲種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**

乙種組合員… 資格取得届、誓約書、**住民票**

家 族… 資格取得届、**世帯全員が記載された住民票**